

1	会議名	令和3年第2回教育委員会会議 会議録	
2	開催日時	令和3年2月16日（火）午後3時00分～午後4時10分	
3	開催場所	2階 特別会議室	
4	出席委員	教育長 守山 敏晴 委 員 西村 宏、廣田 登志子、村尾 利勝、竹田 千恵	
5	欠席委員	なし	
6	会議出席者	教育次長 : 三浦 成寿 由宇支所長 : 本田 薫 周東支所長 : 加藤 勝巳 錦支所長 : 下村 豊 美和支所長 : 亀弘 典久 教育政策課長 : 村上 さゆり 学校教育課長 : 林 孝志 学校教育課主幹 : 仁田 誠彦 学校教育課 給食管理室長 : 西岡 薫 青少年課長 教育センター所長兼務 : 福屋 憲道 文化財保護課長 徴古館長兼務 : 後 詳子 生涯学習課長 中央公民館長兼務 : 村重 加代子 中央図書館長 : 山本 圭子 科学センター館長 : 林 孝造	
7	会議従事職員	教育政策課 : 大黒屋 誠、村上 葵	
8	会議録署名委員	西村 宏、廣田 登志子	
9	議事日程		
	日程第1	会議録署名委員の指名について	
	日程第2	報告第2号	所管事項について
	日程第3	議案第1号	岩国市科学センター条例施行規則の一部を改正する規則について
	日程第4	議案第2号	岩国市非常勤図書館長等の勤務に関する規程を廃止する訓令について
	日程第5	議案第3号	令和2年度教育費3月補正予算の見積りについて
	日程第6	議案第4号	令和3年度教育費予算の見積りについて
	日程第7	議案第5号	令和2年度後期岩国市児童生徒善行表彰について
	日程第8	議案第6号	指定管理者の指定について
	日程第9	議案第7号	指定管理者の指定について
	会議の概要 教育長	・ただいまから令和3年第2回岩国市教育委員会会議を開会します。 はじめに、日程第1会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、西村委員と廣田委員にお願いします。 ・本日の議題は、日程第2「報告第2号 所管事項について」、日程第3「議案第1号 岩国市科学センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、日程第4「議案第2号 岩国市非常勤図書館長等の勤務に関する規程を廃止する訓令について」、日程第5「議案第3号 令和	

	2年度教育費3月補正予算の見積りについて」、日程第6「議案第4号 令和3年度教育費予算の見積りについて」、日程第7「議案第5号 令和2年度後期岩国市児童生徒善行表彰について」、日程第8「議案第6号 指定管理者の指定について」、日程第9「議案第7号 指定管理者の指定について」、以上でございます。それでは、日程第2「報告第2号 所管事項について」を議題といたします。これについては、協議会形式で進めたいと思います。各担当部署から先に配布しております行事予定表について、補足または所管事項に関する懸案等がありましたら説明をお願いします。
由宇支所長	・1月行事のチャレンジ道場ですが、通常は新春かるた、将棋、囲碁をやりますが、今回はコロナ対策で将棋のみの縮小開催となりました。
学校教育課長	・3月の小・中学校の卒業式につきまして、昨年度はありませんでしたが、今年度は教育委員会告辞を行います。
教育長	・全体を通して 御意見・御質問がありましたらお願いします。
西村委員	・3月15日にある「英語教育に関する講演会」というのは、こういった講師の先生が来られるのですか。
教育政策課長	・講師の方は、文部科学省の直山木綿子視学官にお願いをしております。「言語活動を通して」、子供たちにコミュニケーションを図る資質・能力を育成するという演題でお願いをしております。
西村委員	・これは一般の講演ですか。
教育政策課長	・はい。講演会です。
西村委員	・時間は何時から何時ですか。
教育政策課長	・13時30分から16時までです。
教育長	・これは、以前1月下旬に予定していたものが延期したものですよね。
教育政策課長	・そうです。
廣田委員	・学校教員を対象のものですよね。
教育政策課長	・はい。
西村委員	・前もやりましたよね。昨年か一昨年に。
廣田委員	・昨年もやりました。延期された学校の教員たちの分ですね。
西村委員	・模擬授業はないんですよね。
教育政策課長	・はい。講演のみになります。
廣田委員	・科学センターに関して、先日、「岩国市発明工夫・科学工作展覧会」の表彰式がありました。対象者数が14名くらいでしたよね。
科学センター長	・13件14名でした。
廣田委員	・土曜日の午前中でしたが、やはり夏休みを通して研究したことがこうして表彰されるというのは、コロナ禍の中で決断も大変だったと思いますが、励みになり素晴らしいことだと思いました。 ・新しい科学センター施設ができることに向けて、その後の進捗状況はどうですか。施設の特色を活かしたり、あるいは学校教育との関連等を考

科学センター 長	えて何か取り組んでおられることがありましたら、簡単に教えてください。 ・新しい科学センターについては、科学センター整備検討委員会を設置して基本構想的なところを取りまとめているところです。特色としては、屋外が広いので、豊かな屋外環境を含めた展示——例えば、「どんぐりの森」や「カブトムシの森」、天体クラブの天体観測場や、小さめになるかとは思いますが、科学アスレチックみたいなものを設けてはどうかという話が出ています。また、地域の偉人や科学技術を通じた郷土愛の醸成ということで、そういった情報を継続的に知らせていくこと。それからこれまでの科学センターが培った伝統の継承のため、科学教育や科学クラブを今後も続けていくこと。また、複合施設で多世代の交流が見込まれますので、介護施設等の方にも利用をしてもらえるような形式にしたりとか、学習プログラムを提供してはどうかというような意見もいただいております。それから学校が活用する学校連携の強化ということで、社会科見学での活用、学習プログラムの提供、中学・高校でのクラブ活動にも利用してもらうような施設を目指しております。さらに、新しい教育活動を支える設備の充実ということで、まだ検討段階なのですが、簡易型のプラネタリウムを設置して子供たちに見てもらうだとか、電子顕微鏡や3Dプリンタの活用など、そういった設備を充実させ、学校と連携しながら岩国の子供たちに少しスペシャルなものを学んでいただくようなことを検討しております。
廣田委員	・館長やスタッフにおかれましては、今ある既存の施設を運営しながら新しい構想に取り組んでいくということで、二重の仕事が課せられて大変なところだと思います。新しい施設においては、「交流まちづくり構想」の中の複合施設ということなので、今までの学校教育で取り組んでいたものプラスアルファがコンセプトに加わってきて大変だと思いますけれども、今お話を伺っていると現場の意見を聞きながら、あるいはいろんな年齢層の分野の方の意見を聞きながら検討委員会を設けておられる様子なので、ぜひ充実した施設ができるように引き続きお願いいたします。
村尾委員 科学センター 長	・関連して、あそこは非常に緑豊かで食物もかなり植えてあるので、ビオトープを作って生物観察をするというような構想はないのでしょうか。 ・ミニ親水池みたいな形とし、トンボなどの生物が来てくれたらと思っています。由宇町にあるミクロ生物館のノウハウも取り入れていきたいと思っているので、ミクロ生物の観察も含めて水生昆虫や水生生物の学びもできたらという話になっております。
村尾委員	・令和7年度から35人学級制度になることが文科省で決まりましたが、岩国市の対象校は中心部の大規模校になるかと思います。きめ細やかな学習環境であるとか、メリットは多いと思います。教職員の過重労働の

	軽減化などの面ではとても良いと思いますが、人材を確保する点で、定数どおりに県教委が配置してくれればいいですが、なかなか難しいと思います。そうすると臨採等の人材確保について努めなければいけない。山口県はいつ頃 35 人制を実施する予定ですか。
学校教育課長	山口県は独自に 35 人学級制をやっておりますので、今回、国が決めた 35 人学級制による影響はほとんどありません。特に小学校では、学級数による教員の増員があまりありませんので、それによって恩恵を受ける学校はほとんどありません。あっても 1 校くらいです。
村尾委員	低学年が 35 人学級化ということで、高学年の 4、5、6 年生も 35 人学級という形はまだとっていないでしょう。
学校教育課長	中学校も含めて全て 35 人学級制を実施しています。
村尾委員	そうですか。ニュースで佐賀県が既に 35 人制をやっているというアピールをしていましたので、山口県もアピールはしてもらいたいと思います。御存知ない方が多いと思います。
教育長	何校かの小学校では 30 人学級をやっていますよね。
学校教育課長	5 クラス以上の大規模校の 1 年生においては、30 人学級というのを山口県独自でやっております。
村尾委員	そのような形で山口県が独自にやっているというのは良いですよね。分かりました。
廣田委員	人事に関連して、人事異動が進んでいると思いますが、臨時採用者や非常勤職員についても、本採用の職員と同じように各学校において懸命に職務を全うしておられて、また有能な人材がいらっしゃって臨採に助けられているところも多々あるかと思います。こういった職員についても当然学校の要望もあるかと思いますが、うまく適材適所で良さが活かせるように心を配って人事異動をしていただけたらと思います。
竹田委員	中央図書館の 3 月 6 日の古本市ですが、午前中のみ要予約と書いてあるのは、予約をしないと入れないということですか。
中央図書館長	コロナ対策で 3 密防止のためです。これは例年人気のある古本市でして、開館前から並ばれるので、人数制限をしてやっております。すでに予約は埋まっています。午後からは自由に参加できるので来ていただければと思います。
教育長	もう午前中はいっぱいなんですね。
中央図書館長	はい。
生涯学習課長	中央公民館からですが、12 月に予定していた「童謡や唱歌を歌って心とからだを元気に！」ですが、3 月 21 日に市民文化会館で開催されます。
教育長	- 別にないようでしたら、以上で報告第 2 号を終わります。 - 次に、日程第 3 「議案第 1 号 岩国市科学センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。科学センターから説明をお願いします。

科学センター 長	・制度上、委嘱は特別職の職員に対して行うことになっておりますが、会計年度任用職員制度の導入に伴う地方公務員法の改正により、改正後の地方公務員法第3条第3項第3号が掲げる特別非常勤職員として任用すべき職が限定され、科学センター指導員が該当しなくなったため、委嘱を登録に改めるものです。
教育長	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。
教育長	・別にないようでしたら、議案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・異議なし。
教育長	・御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり決します。 ・次に、日程第4「議案第2号 岩国市非常勤図書館長等の勤務に関する規程を廃止する訓令について」を議題といたします。中央図書館から説明をお願いします。
中央図書館長	・岩国市非常勤図書館長等の勤務に関する規程を廃止する訓令について御説明いたします。提案理由は、岩国市周東図書館に勤務する職員の見直しに伴い、規定の整備を行うため提案するものです。 ・合併以前の旧周東町時代、周東図書館長及び同図書館専門員——これは土器や郷土等に関する専門員なのですが、こちらに非常勤嘱託職員を任命していました。合併前後の平成17～18年度は、図書館長は嘱託職員を配置しておりましたが、平成19年度から現在まで、正規職員もしくは再任用職員が勤めております。また、図書館専門員につきましては、現在まで教育委員会に配置されて、図書館には配置されておられません。また、今年度、地方公務員法の一部改正に伴いまして、新制度が創設されたことなどから、規程を廃止することとしました。御審議のほど、よろしくをお願いします。
教育長	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。
西村委員	・これは遡ってではなく、今年の4月1日からの施行で良いのですか。
中央図書館長	・令和3年度の4月1日からです。
教育長	・別にないようでしたら、議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・異議なし。
教育長	・御異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決します。 ・次に、日程第5「議案第3号 令和2年度教育費3月補正予算の見積りについて」を議題といたします。なお、これ以降の日程については、公表までの間、議事については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	・異議なし
教育長	・御異議なしと認め、日程第5以降は非公開といたします。 ・それでは非公開として議事を進めてまいりますので、関係者以外の方は

教育長 教育政策課長 学校教育課主幹	退出をお願いします。 <傍聴人退席> ・ それでは、担当課から説明をお願いします。 ・ 議案第 3 号 令和 2 年度教育費 3 月補正予算の見積りについて、御説明いたします。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。3 月歳出歳入補正予算一覧表に沿って各担当から説明いたします。 ・ まず、教育政策課所管分から説明します。教育政策課からは、歳出、歳入の補正になります。 ・ 1 ページから 2 ページの歳出 10 款教育費について御説明します。ここではそれぞれ右の補正の詳細の欄に「決算見込みによる調整」と記載しておりますが、これにつきましては決算を行ったところ、それぞれ余剰金等が発生しており、その調整による減額等を示しております。上から順に、指導主事等給与費負担金、国際交流支援員派遣業務、学校給食調理員代替職員である会計年度任用職員の報酬、奨学金貸付金の減額補正、奨学基金の積立金の増額補正、それから、小学校費の通津小学校等トイレ改修設計業務、小学校特別教室空調設備整備工事、それぞれ契約額と予算額の差額の減額となります。次に 2 ページ、東小中学校施設整備事業費の委託料や工事費等、それから中学校費の麻里布中トイレ設計業務、中学校特別教室空調設備整備設計業務についても、契約額と予算額の差額の減額です。以上が歳出です。 ・ それから、次に歳入になります。5 ページから 6 ページをご覧ください。それぞれ歳出に合わせた調整になります。すべて「決算見込みによる調整」ですので、具体的な説明につきましては割愛させていただきます。 ・ 以上で教育政策課所管分、3 月補正予算の説明を終わります。 ・ 学校教育課です。 ・ 3 ページの歳出から説明させていただきます。 ・ まず、市立小学校空調設備維持管理事業及び市立中学校空調設備維持管理事業について説明いたします。こちらは岩国市学校空調設備整備事業で整備した空調設備に係る電気代を、特定防衛施設周辺整備費を利用した基金から支出しているものでございます。増額の主な理由としましては、今年度につきましては新型コロナウイルスの影響により、換気をしながら空調を稼働し、通常よりも電気を使用したこと、またマスクをしている生徒の体調管理のため、稼働時間が長くなったことが挙げられます。補正の内容は、小学校分は光熱費を 475 万 1,000 円増額し 1,465 万 2,000 円とし、中学校分は光熱費を 206 万 4,000 円増額し 702 万 6,000
--------------------------------------	--

青少年課長 文化財保護課	円としております。 ・続きまして、小学校就学援助費及び中学校就学援助費について説明いたします。こちらは就学援助費について、今年度の実績等を踏まえた決算見込み額から不用額を算出し、減額補正をするものです。小学校分の就学援助費は、当初予算では扶助費を 3,323 万円としておりましたが、決算見込み額は 2,176 万 3,568 円であり、不用額は 1,146 万 6,432 円となりますが、今後の支払額の増加等も想定し、900 万円の減額補正としております。同様に中学校分は、当初予算では扶助費を 4,252 万 3,000 円としておりましたが、決算見込み額は 2,995 万 6,108 円であり、不用額は 1,243 万 8,892 円となりますが、1,100 万円の減額補正としております。 ・続きまして、中学校教育振興費について説明いたします。こちらスクールバス・タクシー運航委託料につきまして、決算見込み額による減額補正を行うものです。当初予算では物件委託料を 9,272 万 9,000 円としておりましたが、決算見込み額は 7,312 万 1,990 円、不用額は 1,960 万 7,010 円となることから、1,900 万円の減額補正としております。 ・次に、小中学校 I C T 環境整備事業について説明いたします。今年度におきましては、タブレット端末の購入や、校内・校外のネットワーク整備等、I C T 環境の整備を行って参りましたが、こちらも決算見込み額による減額補正です。補正の内容は、委託料につきましては 7 億 4,631 万円の予算に対しまして、決算見込み額等を 4 億 6,287 万 8,000 円、不用額を 2 億 8,343 万 2,200 円としており、2 億 8,150 万円の減額補正するものです。また、一般備品につきましては、3 億 8,337 万円の予算に対しまして、決算見込み額を 3 億 7,009 万 2,140 円、不用額 1,327 万 7,860 円となることから、1,300 万円を減額補正いたします。 ・続きまして 6 ページの歳入に移ります。 ・歳入につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び小中学校 I C T 環境整備事業につきまして、決算見込み額による減額補正に伴うもので、国庫補助金あるいは市債が変更となるものです。次に学校臨時休業対策費補助金につきましては、臨時休業等の際に、キャンセルせずに事業者から購入した給食の食材に係る経費や、事業者に対し既に発注されていた食材にかかる違約金等を対象に、国の補助事業が適用されたもので、437 万 7,000 円が給食センター管理費に充てられます。 ・青少年課です。4 ページになります。青少年育成センター関係費の報償費のうち、61 万円ほど減額補正するものです。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策により、補導を行わなくなったことによる報償費の減額です。 ・文化財保護課の説明をさせていただきます。歳出歳入ともに補正がござ
----------------------------	---

長	います。 ・まず4ページ、歳出の文化財保護費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「岩国シロヘビの館」における企画広報事業を中止したためのもので、200万円の減額となっております。 ・続きまして7ページの歳入につきましては、まず最初の使用料及び手数料につきましては、こちらも同じく「岩国シロヘビの館」の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入館者減少によるものです。昨年度の実績と比べての決算見込みにより、1,646万円の減額となります。続きまして国庫支出金の減額です。こちらは特別天然記念物オオサンショウウオにかかる天然記念物再生事業費補助金の減額となりますが、昨年度の予算要求時に、国の補助事業に要望していたものの、交付決定が満額とならず、差額の175万1,000円の減額となりました。
科学センター長	・歳出で4ページになります。各種教室開催事業の報償費ですが、226万8,000円の予算を決算見込みによる調整で、50万円減額補正を挙げております。これは、科学教室や科学クラブ、科学の祭典といった経常的な行事は規模を縮小してできたのですが、特別講演会や特別科学教室といったものがほとんどできなかったことと、科学クラブが通常年間55回程度実施するものが、コロナの関係で33回程度の実施となったため調整するものです。
周東支所長	・予算一覧表の課名が「玖珂教育支所」となっておりますが、年度途中に支所が統合したものの、決算見込みや補正予算などは玖珂と周東は別々となります。 ・こどもの館の管理費ですが、これは決算見込みによる調整で82万円の減額となっております。こどもの館の改修事業ですが、工事請負費——これは空調機の改修ですが、歳出の補正はございません。財源の内、電源立地地域対策交付金の充当額が750万円から930万5,000円となっているため、それを計算しております。
生涯学習課長	・繰越明許費について御説明させていただきます。社会教育費の成人式関係費について、本来、令和3年1月10日に感染症対策を講じて開催する予定で準備を進めておりましたが、全国的に感染が拡大し、帰省者や集団での会食により、市内の感染を誘発するおそれが大きくなってきたことから、今年の5月2日日曜日への延期を決定し、年度内の執行ができなくなったため、112万4,000円を繰り越します。
周東支所長	・繰越明許費ですが、社会教育費の内、周東集会所管理費の廃棄物処理業務になります。周東にあります緑町集会所の蛍光灯が故障で交換が必要となり、業者の方で機械を取り外したところ、安定器にPCBが使用されていることが判明し、交換をしなければならなくなりました。PCB安定器は、令和3年3月31日が法律による処理期限となっており、処理事業者とそれまでに処理委託契約を結ばなければならないのですが、

	処分については事業所の処理能力の不足により、年度内の完了が困難であるために継続することとなっております。
教育長	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。
村尾委員	・青少年課の街頭補導は、今年は全くやっていないのですか。
青少年課長	・昨年度の２月末から、高齢の方がたくさんおられることや繁華街であることにより、また警察の方も取りやめているということに併せて同様の措置をとらせていただきました。
村尾委員	・自治会や警察と一緒に回る防犯パトロールも中止になっているのですか。
青少年課長	・こちらは、学校関係者とボランティアに登録していただいた方で行っているものなので、警察が主体のものは今年度は取りやめていることは聞いているのですが、自治会までは情報を得ておらず、把握できていません。愛宕の方では時々やっていると聞いております。
村尾委員	・自治会では防犯パトロールを長期にわたって中止するという話はあまりないです。今説明があったように、青少年課の街頭補導については全て中止ということですね。来年度についても同じですか。
青少年課長	・今はまだ未定です。可能な時期になったら、第１回の補導員の研修会を開いて、それから始めていく形で調整するようお知らせしています。
村尾委員	・今までの実績として、反社会的な行動をとる生徒に対して未然に防ぐ予防効果がありました。コロナの方が恐ろしいのですが、収束すると同時に復活する可能性はありますよね。
青少年課長	・もちろんです。
村尾委員	・健全育成についての大きな柱ですから。
教育長	・別にないようでしたら、議案第３号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・異議なし。
教育長	・御異議なしと認め、議案第３号は原案のとおり決します。
教育次長	・次に、日程第６「議案第４号 令和３年度教育費予算の見積りについて」を議題といたします。教育次長から説明をお願いします。 ・議案第４号 令和３年度教育費予算の見積りについて、御説明いたします。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。 ・まず１ページ（１）予算規模につきましては、令和３年度の教育費が、５２億６,００７万７,０００円で、昨年度よりも約３０億円の減額となっています。市の一般会計当初予算は、６６７億１,０００万円で、昨年度よりも約４６億円の減額になります。一般会計に占める教育費の割合は、棒グラフに示しておりますとおり、令和２年度の１１.６パーセントに対し、令和３年度は７.９パーセントと、３.７ポイント減っております。 ・２ページの（２）教育費内訳の目的別内訳についてです。表の右端、増

減額をごらんください。教育総務費、小学校費及び教育諸費は減額、中学校費から保健体育費までは増額となっております。

- ・次に主な増減科目です。減額金額が大きい2科目を掲載しております。小学校費の、学校建設事業費が22億6,126万9,000円の減額になります。主な減少要因は新校舎が完成しました東小・中学校の施設整備事業の減額によるものです。教育諸費の教育振興費も4億6,366万5,000円減額しております。主な減少要因は小中学校ICT環境整備事業が完了したことによるものです。
- ・次に社会教育費内訳について掲載しております。主な増減科目についてですが、表の真ん中あたり、公民館費が7,334万円の増額、上から3行目の社会教育施設管理費が2,762万7,000円の減額となっております。公民館費は、公民館整備事業費の増額が主な増加要因です。また、社会教育施設管理費の主な減少要因は、こどもの館改修事業費が完了したことによるものです。
- ・次に3ページをごらんください。教育諸費内訳についてです。教育諸費の主な増減科目についてですが、1行目の学校指導費が2,419万6,000円の増額、一番下の教育振興費が4億6,366万5,000円の減額になります。学校指導費の主な増額要因は、学校教育課に新たにICT教育推進室が設置されることに伴い、教育研修事業費の予算計上科目を教育センター費から移したことによるものです。また、教育振興費の主な減額要因は、先程も御説明しましたとおり、小中学校ICT環境整備事業が完了したことによるものです。
- ・次に(3)10款 教育費以外の教育関係予算についてです。特定防衛施設周辺整備費の文教施設整備事業費が、491万3,000円の増額、教育振興支援事業費が1,880万4,000円の増額になります。再編関連特別事業費の学校施設等整備事業費が、2億7,451万6,000円の増額になります。文教施設災害復旧費は昨年と同額です。
- ・次に、主な増減事業についてです。特定防衛施設周辺整備費の増額は、主に学校給食運営基金積立金の増額によるものです。再編関連特別事業費の増額は、主に(仮称)英語交流のまち推進センター整備事業の増額によるものです。
- ・続きまして4ページです。主な事業について御説明します。
- ・まず2款、総務費に計上されております特定防衛施設周辺整備費になります。学校空調設備整備基金積立金です。学校の空調設備整備事業等を実施するための基金の運用益(預金利息)を積み立てるものです。
次に、小学校及び中学校の学校空調設備維持管理事業です。学校空調設備整備基金を活用して、整備した空調設備の維持管理を行います。主な経費は空調設備の電気代です。
次に、学校給食運営基金積立金です。給食無償化を実施するための交付

金と基金の運用益を積み立てるものです。

続きまして、5 ページ、小中学校学校給食運営事業です。経費の主な内訳は、学校給食の食材費、給食管理システムの保守管理業務等です。

次は、小中学校学校給食費等補助金です。アレルギー疾患などで給食を食べられない児童生徒に対し、給食費相当分を補助します。

- ・次に再編関連特別事業費の学校給食施設管理運営基金積立金です。岩国地域の小中学校 8 校の学校給食を実施するための基金の運用益を積み立てるものです。

次に、岩国学校給食センター管理運営費です。これは、調理や配送業務、その他光熱水費等給食センターの管理運営費です。

続きまして 6 ページです。小中学校タブレット端末等維持管理基金積立金です。タブレット端末等の維持管理を実施するための基金の運用益を積み立てるものです。

次は、小中学校タブレット端末等維持管理事業です。タブレット端末等の維持管理を行います。

次は、(仮称) 英語交流のまち推進センター整備事業です。英語の学び・学び直しを推進するほか、外国人とのコミュニケーション能力の充実を図る国際交流拠点の整備を行います。

- ・次に、10 款、教育費になります。

東小・中学校校舎建設事業です。平成 30 年度から工事を開始しました新校舎は令和 2 年 7 月に完成し、令和 2 年度中に、旧校舎の解体工事を終える予定としております。また、プール・部室棟の建設及び、外構整備を令和 3 年度中に終え、全ての事業を完了する予定としております。次に 7 ページです。灘小学校屋内運動場改築事業です。新規事業になります。老朽化した灘小学校屋内運動場を改築します。

次にシロヘビ飼育施設整備事業ですが、こちらは、旭町第二シロヘビ屋外放飼場の土の入れ替え、屋根ネットの補強を行います。

次は公民館整備事業です。中央公民館の建て替えのため、令和 3 年度は用地取得等を行います。

次は岩国市博物館整備事業です。岩国市博物館等施設再整備計画に基づき、博物館・資料館の再編に伴う博物館基本計画を策定します。

続きまして、8 ページです。国際交流支援員常駐配置事業ですが、これはグローバル化の進展の中で英語力を身につけ活躍できる力を育てていくため、中学校において国際交流支援員を常駐配置する事業になります。

次の小中学校日本語指導支援員配置事業は、市内小中学校に転入してくる日本語を話せない外国人の児童生徒に対して、日本語指導を推進するため、外国語の堪能な支援員を配置する事業になります。

次に小学校英語力向上事業です。新規事業になります。令和 2 年度より

	小学校において教科化された英語教育を推進する上で、小学校5・6年生に対しては、授業を通じて得た英語力の定着を図ること、また教職員に対しては、「話す」技能評価のサポートを行うことを目的としたソフトウェアを導入します。 次の岩国北部地域給食施設整備事業も新規事業になります。北部地域の小中学校に対し、安心・安全な給食を安定的に提供するため、共同調理場化に向けた美和西小学校調理場の大規模改修を行います。 続きまして、9ページです。自立学習応援プログラム「eラーニング」導入事業です。新規事業になります。不登校児童・生徒や、教育支援教室へ通室している児童・生徒を対象に、多様な教育機会を確保し、出席扱いも可能となる、I T等を活用した「eラーニング教材」を導入します。 次に英語交流のまちI w a k u n i推進事業です。基地とともに歩んできたまちとして、市の特性を活かしながら英語の学びや国際交流が充実した「英語交流のまち」を実現するために英語交流のまちI w a k u n i創生プロジェクトを推進します。令和3年度も各種体験活動等を予定しております。 最後に、小中学校I C T環境整備事業です。高速大容量の通信環境や児童生徒一人当たり1台端末を積極的に活用し、学習支援ソフトの整備や、I C T活用を支援するための人材の派遣を行います。以上で令和3年度教育費予算の見積りについての説明を終わります。なお、御質問等につきましては、それぞれの事業を担当しております所管課が対応いたしますので、宜しくお願いいたします。
教育長 廣田委員	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。 ・学校教育課関係ですが、I C Tの教育推進室ができるということは学教の中からじゃなくて教育センターから職員が1名移るのですか、それともプラス1名で学教に増えるということですか。
学校教育課長 廣田委員	・今の教育センター次長のポストが、新しくできるI C T教育推進室長として学校教育課の中に移ります。 ・その職員が1名来るということで、プラス1名の増員ではないんですね。
学校教育課長 教育次長	・はい。 ・その組織については検討しているところなので、何人体制になるかどうかというのはもう少し時間がかかると思います。
学校教育課長 廣田委員	・市の職員で構成されます。 ・自立学習応援プログラムであるeラーニング教材購入の予算がかかっていますが、ソフトはeラーニングの教材ソフトが入りますが、タブレット等ハードは、3施設ありますが必要な数だけ配置されるのですか。
青少年課長	・i P a dが既に完備されております。ですのでそれに入れるソフトを今

廣田委員	度購入するということです。
青少年課長	・稼働できる体制であるということですね。
西村委員	・はい。
	・eラーニングの教材について、これはどういったものですか。一旦購入すれば、それは来年も使えるのですか。毎年このくらいの金額がかかるのですか。
青少年課長	・毎年かかります。
西村委員	・一人いくら、という計算ですか。
青少年課長	・はい。
西村委員	・これは何人分ですか。
青少年課長	・30人分を考えております。
西村委員	・一人5万円ということですか。
青少年課長	・それ以外に、初期設定費用など導入にかかるお金は別でかかります。
西村委員	・一人当たり5万円ということは、来年50人になれば250万かかるんですね。
青少年課長	・そうです。ただ、今は30人ということで、この金額でやっていこうと思います。
西村委員	・この教材は他に使うことはできないわけですね。例えば申し込んだ人以外の者が使うことはできない状態ですね。
青少年課長	・はい。これは主に支援教室の子供たちを対象にして導入する計画のもので、それからまたアウトリーチなど直接関われる子供でないと実際の程度活用できているか見ることができないので、まず支援教室とアウトリーチで家庭訪問を行う子供たちを対象に、導入を進めていく形で考えております。
西村委員	・不登校の子供が、通常学校でやっているような教材をeラーニングでやるというのとは違うということですか。
青少年課長	・はい、少し違います。今年度の当初にやっていたような「すらら」のようなイメージで、導入に向けて準備しています。
教育長	・別にないようでしたら、議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・異議なし。
教育長	・御異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決します。
	・次に、日程第7「議案第5号 令和2年度後期岩国市児童生徒善行表彰について」を議題といたします。青少年課から説明をお願いします。
青少年課長	・議案第5号 令和2年度後期岩国市児童生徒善行表彰について御説明いたします。岩国市児童生徒善行表彰につきましては9月及び2月に実施していますが、本年1月29日に岩国市児童生徒善行表彰審議会において慎重に審議した結果、教育委員会表彰に該当すると認められるものとして提案するものです。内容といたしましては、部活動に向かって二人

教育長 村尾委員 廣田委員 青少年課長	の生徒が登校している途中、幼児が一人泣きながら迷子になっていたのを見かけ、家が何処かというのが分からなかったので、見覚えのあるという母親の勤め先まで一緒に歩いて行ったということです。交通量が多いところを一人で歩いていて非常に危険なところだったので、人命救助に当たるということで、上程させていただきました。以上御審議のほどよろしくお願いいたします。 ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。 ・素晴らしい行為ですね。 ・本当はもっとたくさん、やっている方はいるような気はします。 ・ずっとそういった御意見をいただいているので、校長を通じてこちらから積極的に提案をしていて、今年は例年以上の 25 名の応募がありまして、残りの 23 名は教育長表彰という形で出ましたので、こういった善行が広まっているなど感じています。
教育長 各委員 教育長	・別にないようでしたら、議案第 5 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 ・異議なし。 ・御異議なしと認め、議案第 5 号は原案のとおり決します。 ・次に、日程第 8「議案第 6 号 指定管理者の指定について」を議題いたします。文化財保護課から説明をお願いします。
文化財保護課長	・指定管理者の指定について御説明させていただきます。こちらは「岩国行波の神舞伝承館」の指定管理についての議案です。本施設は、平成 28 年 4 月 1 日から本年 3 月末まで「行波自治会」を指定管理者として運営しており、国の指定重要無形民俗文化財の「岩国行波の神舞」をはじめとする民俗芸能の保存及び伝承活動を促進することを目的として設置された施設でございます。本来、指定管理者の選定につきましては、原則公募することとなっておりますが、本施設の適正で効果的な管理を実施するには「岩国行波の神舞保存会」の活動母体となっております、現在の指定管理者である地元の「行波自治会」が適任と判断し、非公募ではございますが、引き続き指定管理者として選定し、市議会の議決を求めるものです。指定の期間は、本年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定いたしております。
教育長 教育長 各委員 教育長	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。 ・別にないようでしたら、議案第 6 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 ・異議なし。 ・御異議なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決します。 ・次に、日程第 9「議案第 7 号 指定管理者の指定について」を議題いたします。文化財保護課から説明をお願いします。
文化財保護課	・「沼田ふれあい神楽交流館」の指定管理についての議案です。

長	本施設も、平成 28 年 4 月 1 日から本年 3 月末まで「上沼田神楽保存会」を指定管理者として運営しており、神楽をはじめとする民俗芸能の保存及び伝承活動を促進することを目的として設置された施設です。本来、指定管理者の選定につきましては、原則公募することとなっておりますが、本施設の適正で効果的な管理を実施するには、現在の指定管理者である「上沼田神楽保存会」が適任と判断し、非公募ではございますが、引き続き、指定管理者として選定し、市議会の議決を求めるものです。指定の期間は、こちらも、本年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定いたしております。
教育長 西村委員	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。 ・別のところで指定管理の仕事をしていまして、5 年は自信がないので 3 年間にしてもらいました。5 年間という契約は長い気がしますが決まりがあるのですか。
文化財保護課長 西村委員	・前々回までは 3 年でしたが、前回から活動状況を踏まえ、5 年間に延ばしてもらいました。 ・私の受け持っているところも 5 年にしてくれと言われましたが、3 年くらいが適当というのがありまして。市役所でそういうのが決まっているのかと思ったのですが。
教育次長 西村委員	・今は、市役所の指定管理は 5 年が基本となっています。特殊事情がある場合はそれを短縮することも可能です。 ・皆さん 5 年で何も言われませんか。
文化財保護課長 村尾委員	・こちらの 2 施設については、地元の方がメインでしておられて、変更があることが想定しづらいですので、受けていただく方も別に安定してやらせていただいた方が良くということです。 ・「沼田ふれあい神楽交流館」というのはどこにあるのですか。
文化財保護課長 教育次長	・錦の宇佐の途中なのですが、宇佐川の方に上がっていただいて。 ・錦パレスから 2、3 km 山の方に上がったところにあります。国道沿いではないので。
村尾委員 教育次長	・あそこは集落が少ないでしょう。 ・集落の軒数はあまり多くありません。
村尾委員 文化財保護課長	・神楽は何神楽ですか。 ・上沼田神楽です。
村尾委員 学校教育課長	・聞いたことがありません。 ・有名です。
村尾委員	・白羽神楽はよく K R Y とタイアップして秋の例祭は必ず放送を流していました。沼田神楽もかなり古い伝統芸能でしょうね。なのでどんどんアピールすれば、集落が小さくても錦町全体から神楽に興味がある人が集まるのでは。後継者がいないのが大きな悩みなんですから。P R が弱いのではないですか。

文化財保護課長	・若い市の職員も後継者として活動しております。ここだけに限らず、それぞれの神楽などの民俗芸能には、それぞれ地元の方が関わって活動していただいております。確かに人口が減っているのも後継者がどこも心配ないかと言われると、それぞれ問題を抱えていますが、活動は大変熱心にしていただいております。
村尾委員	・K R Yが二ツ野白羽神楽を放映するのに、そこに住んでいる二ツ野地区だけでなく、よそからわざわざ来ていて、本当に廃れさせてはいけないという感覚を強く感じます。
文化財保護課長	・二ツ野の神楽については、民俗芸能が好きだからということで地域を超えて、錦見の方から参加される方もいらっしゃるということで、昨年開催させていただいたのですが。
村尾委員	・県の無形文化財ですよ。
文化財保護課長	・はい。
村尾委員	・行波の神舞は国ですからね。やはり県が補助が少ないのではないですか。
文化財保護課長	・県は一切ないです。
村尾委員	・衣装1着が100万単位くらいかかるものも買わなくてはならないですから、その地区の当事者も莫大な資金を費やしてやっていますよね。岩国市も少し出してあげればいいのに。
教育次長	・上沼田が11世帯、下沼田が5世帯なので、両方合わせて16世帯です。
村尾委員	・何人くらいで神楽をやっているのですか。
教育次長	・よそからの人も合わせて20人程度おります。その時だけ帰ってこられたり。
村尾委員	・それでも減っていきますよね。
文化財保護課長	・小さい子供さんを連れてやっているのも、小さい頃から関わっておられる人もいます。
村尾委員	・舞だけでなくお囃子や篠笛も難しいですよ。
教育次長	・女性も入られたりして頑張っておられます。
村尾委員	・PRをどんどんやってしっかり応援してください。
教育長	・別にないようでしたら、議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・異議なし。
教育長	・御異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決します。
教育長	・本日の議題は以上でございます。それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。
教育政策課長	・次回の定例会は令和3年3月23日火曜日、市役所本庁2階特別会議室にて14時00分から所属長会議を、14時30分から教育委員会会議を開催いたします。
教育長	・これをもって、令和3年第2回岩国市教育委員会会議を終了します。

岩国市教育委員会会議規則第 16 条の規定により署名する。

教育長 守山 敏晴

教育委員 西村 宏

教育委員 廣田 登志子